

総合教育センター管理・研修棟防災監視盤更新工事設計業務

基 本 設 計 書

令和6年 10月

長野県教育委員会

この設計業務は「設計業務仕様書」によるほか、この基本設計書並びに設計業務委託契約書によるものとする。なお、基本設計書中●印を付したものを適用する。

設 計 概 要

● 工事の概要

総合教育センター（RC3F 18,547m²）の防災監視盤、感知器、ガス遮断弁および防火ダンパーの更新工事の設計

（電気・機械設備工事）

- ・ 上記設備の更新

（建築工事）

- ・ 上記更新工事にもなう養生・仮設設備の設置等

● 設計方法及び留意事項

1. 現地調査

- ・ 既存設備やそれらの運用状況、また施設の運営状況（繁忙期等）の調査を綿密に行うことで、最適な更新機器及び工事・仮設計画を検討すること。

2. 設計上の留意事項

- ・ 居ながら工事となるため、施設運営に支障をきたさない工事・仮設計画を設計すること。また施設管理者と協議の上、工事全体の概略工程表を作成すること。
- ・ 解体での機器類の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設リサイクル法に適合する処理が行われるようにすること。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を設計に見込むこと。特に不要となる既存設備は原則撤去すること。
- ・ 発生材（コンクリート塊、鉄くず等）の再資源化を検討すること。
- ・ 施設管理者、関係官公署と十分に打合せを行い、打合せ記録簿に記録を残すこと。
- ・ 本工事に伴う道連れ工事が発生する場合は、その費用も見込むこと。
- ・ 本工事に伴う RC コア抜きが必要な場合はその箇所を明示し、費用（鉄筋探査等含む）を見込むこと。

I. 一般事項					
1. 工事名	総合教育センター管理・研修棟防災監視盤更新工事設計業務				
2. 工事場所	塩尻市大字片丘				
3. 建物名称	総合教育センター				
4. 建設年度	平成8年1月				
5. 既存建物概要 主要用途	建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	備考
	管理・研修棟	RC	3F	15,245	
	食堂棟	RCW	1F	823	
	宿泊棟	RC	4F, B1F	2,479	
6. 現地の 要望事項	●施工は居ながら工事のため、施設運営の支障とならない工事計画を検討すること。 ●繁忙期（施設管理者から聞き取ること）の施工は極力避けること。				
7. 将来計画 の有無	●無 ○有 ○不明				
8. 設計準拠仕様	●公共建築工事標準仕様書<電気設備工事編><最新版>				
	●公共建築設備工事標準図<電気設備工事編><最新版>				
	●公共建築改修工事標準仕様書<電気設備工事編><最新版>				
	●公共建築工事標準仕様書（建築工事） <最新版>				
	●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事） <最新版>				
	●建築設備設計基準<最新版>				
	●建築設備耐震設計・施工指針<最新版>				
	以上国土交通省大臣官房営繕部監修				

II. 提出図書					
1. 設計図 (提出図面)	建築	名称	縮尺	支給	原図
		原図 A1判 製本1部 ・ A1二つ折り (表紙タイトル入り) 製本縮小版5部 ・ A3二つ折り (表紙タイトル入り)	建築	特記仕様書	
配置図・案内図				○	●
仕上表(改修前後)				○	●
断面図・断面詳細図(改修前後)				○	●
仮設計画図				○	●
概略工程表				○	●
電気	特記仕様書			●	○
	配線図(改修前後)			○	●
	単線結線図・盤図(改修前後)			○	●
	系統図(改修前後)			○	●
機械	特記仕様書		●	○	
	機器寸法図		○	●	

<ul style="list-style-type: none"> ●CAD 作図すること。作成された CAD 図は施工者に無償供与することを了承すること。 また JW-CAD により読み取りに支障のない形式のファイルとすること。 ●設計図には管理建築士（若しくは設計者）が押印し、メーカー名や製品名は記入しないこと。 ●既存配線を再利用する場合でも、平面図には配線経路を記載すること。 	
2. 積 算	長野県建設部建築設備工事数量等積算基準（電気設備編）による。
	●内訳書 [営繕積算システム (RIBC2) による。]
	●打合せ記録（関係機関、建築を含む）
	●積算調書（数量拾い表ほか）
	●機器見積表（3 者以上の見積書（型番入）、機器見積比較表とも作成）

Ⅲ. 設 計 内 容（●をしたものを適用する）				
設計項目	内 容			
電気設備 機械設備	電気方式	単相 3 線式 100/200V 三相 3 線式 200V		
	配線方式	金属管配線、合成樹脂管配線、ケーブル配線 区画貫通部:国土交通大臣認定工法(CFAJ 認定)		
	省エネルギー対策	-		
	主たる照明 器具・照度 (参考)	室名	主たる照明器具の種類	照度
		-	-	-
		-		
	<ul style="list-style-type: none"> ●管理・研修棟防災監視盤およびそれに付随する設備(火災感知器、ガス遮断弁)の更新工事の設計を行うこと。付随する設備は監視盤と互換性があり、現在一般に流通しており、容易に入手できる機種を選定すること。もしも既存の付随する設備が既に条件を満たす場合は、別途監督員と設計方針について協議すること。 ●当該設備の使用状況を施設管理者から聞き取り、それに適した設計とすること。特に監督員からの要望が無い場合は、既存設備と同等の能力を有する設備を設計すること。 ●既存防火ダンパー(機器番号 3-144-2、4-137-1)が故障しているため、詳細を監督員から聞き取り、修繕もしくは更新の設計をすること。 ●宿泊棟にも複合防災盤があり、管理・研修棟防災監視盤と接続されている。互換性を確認すること。 ●原則交換の必要が無い配線や筐体は再利用し、極力工事コストを下げる設計とすること。特に監視盤については監督員や盤メーカーと綿密に打合せし、盤ごとの更新については慎重に検討すること。 ●その他疑義が生じた場合は監督員にその都度確認すること。 			